

2 耐震改修補助

各市町村では、次のような補助制度があります。詳細については、各市町村の担当部局にお問い合わせ下さい。

(平成26年4月現在)

住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象 の場合は	備考	問い合わせ先 (課名、TEL)
横浜市						上限 一般世帯 150万円 / 戸 (H26.10から変更予定) 非課税世帯 225万円 / 戸 (H26.10から変更予定)		住民負担・残額	
					設計 2/3 工事監理 2/3 工事 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は工 事2/3	上限 設計 なし 工事監理 なし 工事 5,000㎡未満: 2,000万円 10,000㎡未満: 3,500万円 10,000㎡以上: 5,000万円	○	住民負担・残額 (要安全確認計画記載建築物の場合 は別途国補助金:設計1/6、工事 1/15) (要緊急安全確認大規模建築物に該 当する場合は別途国補助金:設計	
					設計 2/3 工事【多数の者が利用する建築物】1/3 [地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物]2/3	上限 設計 360万円 / 棟 工事 5,000㎡未満: 2,000万円 10,000㎡未満: 3,500万円 10,000㎡以上: 5,000万円	○	住民負担・残額	建築防災課 045-671-2943(直通)
					地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち 要安全確認計画記載建築物 設計 2/3 工事 2/3	上限 設計 360万円 / 棟 工事 5,000㎡未満: 2,000万円 10,000㎡未満: 3,500万円 10,000㎡以上: 5,000万円		住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:1/15)	
川崎市					要緊急安全確認大規模建築物 設計 2/3 工事 1/3	上限 設計 360万円 / 棟 工事 5,000㎡未満: 2,000万円 10,000㎡未満: 3,500万円 10,000㎡以上: 5,000万円		住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:21.8%)	
					(一般世帯) 精密診断・補強計画 1/2 工事監理・補強工事 1/2 (市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 3/4 工事監理・補強工事 3/4	(一般世帯) 上限:精密診断・補強計画 15万円 / 戸 上限:工事監理・補強工事 185万円 / 戸 上限:市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 22万5千円 / 戸 上限:工事監理・補強工事 277万5千円 / 戸		住民負担・残額	
					特定建築物 設計2/3 工事23% 特定建築物のうち道路閉塞建築物 設計2/3 工事2/3 特定建築物のうち特定福祉施設等 設計10/10 工事1/3	特定建築物 上限:設計140万円 / 棟 工事:500万円 / 棟 特定建築物のうち道路閉塞建築物 上限:設計140万円 / 棟 工事4,000万円 / 棟 特定建築物のうち特定福祉施設等 上限:設計140万円 / 棟 工事1,500万円 / 棟		住民負担・残額	建築管理課 044-200-3017(直通)
					要緊急安全確認大規模建築物 設計 5/6 工事 44.8%	上限 設計 1,000万円 / 棟 工事 10,000万円 / 棟		住民負担(設計):なし(国補助金:1/6) 住民負担(工事):残額(国補助金: 21.8%)	
相模原市					設計2/3 工事15.2%	上限 設計上限なし 工事 30万円 / 戸		住民負担・残額	住宅整備課 044-200-2997(直通)
					1/2	上限:設計3万円 / 戸 上限:工事60万円 / 戸 高齢者世帯等の割増:上限20万円 / 戸 上限:立会費2万円 / 戸		住民負担・残額	建築指導課 042-769-8252(直通)
横浜狭市					設計2/3 工事15.2%	上限:設計 5万円 / 戸 上限:工事 47,300円 / ㎡の15.2% (免震 80,000円 / ㎡の15.2%)		住民負担・残額	
					設計費1/2 工事費1/2 監理費1/2	定額:設計費68万円 / 戸 上限:工事費 100万円 / 戸 定額:監理費 3万円 / 戸		住民負担: 設計費 57万円 / 戸 工事費 残額 監理費 3万円 / 戸	建築指導課 046-822-8319(直通)
平塚市					(一般世帯) 設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2 (低所得世帯) 設計費 3/4 工事費 3/4 監理費 3/4 (簡易補強工事<低所得世帯に限る>) 設計費 3/4 工事費 3/4 監理費 3/4	(一般世帯) 上限:設計費 5万円 / 戸 上限:工事費 60万円 / 戸 上限:監理費 3万円 / 戸 (低所得世帯) 上限:設計費7.5万円 / 戸 上限:工事費60万円 / 戸 上限:監理費4.5万円 / 戸 (簡易補強工事<低所得世帯に限る>) 上限:設計費7.5万円 / 戸 上限:工事費60万円 / 戸 上限:監理費4.5万円 / 戸		住民負担・残額 平成26年度に限り、更に30万円割 り増し(簡易補強工事は除く)	建築指導課 0463-23-1111(代表)
					1/2	上限:70万円 / 戸(一般世帯) 上限:80万円 / 戸(低所得者世帯等)		住民負担・残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)
藤沢市					1/2	上限:90万円 / 戸		耐震診断時の自己負担分も併せて還元 [還元金額:0万円 / 戸(市の診断補 助事業を利用したものに限る)]	建築指導課 0466-25-1111(代表)
小田原市					設計費・監理費 2/3 工事費 1/2	上限:設計費・監理費 15万円 / 戸 上限:工事費 55万円 / 戸		住民負担・残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
茅ヶ崎市					1/2	上限:50万円 / 戸		高齢者等は割増20万あり 耐震診断時の自己負担分 もあわせて還元 平成26年度に限り、更に30万円割り増し	
					-	定額:50万円 / 戸		耐震性能や環境性能、省エネルギー性能 に優れた次世代型住宅に建て替えを行う 場合に補助	建築指導課 0467-82-1111(代表)
					2/3	上限 250万円 / 棟 47,300円 / ㎡		自治会館(災害時に避難所の機能を有す るもの)に限る	
逗子市					1/2	上限:50万円 / 戸		住民負担・残額	まちづくり課 046-873-1111(代表)
三浦市					1/2	上限:設計費 5万円 / 戸 上限:工事費30万円 / 戸 上限:監理費 2.5万円 / 戸		住民負担・残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市					1/2	上限:設計費 5万円 / 戸 上限:工事費 50万円 / 戸 上限:監理費 3万円 / 戸		住民負担・残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
厚木市					設計費 2/3 監理費 2/3 工事費 2/3	上限:設計費9万円 / 戸 上限:監理費6万円 / 戸 上限:工事費 100万円 / 戸		住民負担・残額	建築指導課 046-225-2431(直通)
大和市					設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限:50万円 / 戸	(所有者が申 請すれば賃貸 物件の場合でも 補助対象とな る)	住民負担・残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
					設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限:50万円 / 戸		住民負担・残額	
伊勢原市					1/2	上限:50万円 / 戸		住民負担・残額	建築住宅課 0463-94-4711(代表)
海老名市					設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限:設計費 5万円 / 戸 上限:工事費 50万円 / 戸 上限:監理費 3万円 / 戸		住民負担・残額	都市計画課 046-235-9392(直通)
座間市					設計費 1/2 工事費 1/2 立会費 1/2	上限:設計費 5万円 / 戸 上限:工事費 60万円 / 戸 市内施工者割増20万円 / 戸 上限:立会費 3万円 / 戸		収入額により割増20万円 / 戸	建築住宅課 046-252-7396(直通)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は	備考	問い合わせ先 (課名、TEL)
南足柄市							1/2 上限:40万円/戸		住民負担・残額	都市計画課 0465-73-8058
綾瀬市							設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3 上限:設計費 8万円/戸 上限:工事費 100万円/戸 上限:監理費 6万円/戸		住民負担・残額	都市整備課 0467-77-1111(代表)
葉山町							1/2 定額:設計費 6万円/戸 上限:工事費 30万円/戸 定額:監理費 1.5万円/戸		住民負担:設計費 6万円/戸 工事費 残額 監理費 1.5万円/戸	都市計画課 046-876-1111(代表)
寒川町							1/2 上限:50万円/戸 H26年度のみ30万円上乗せ		住民負担・残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
大磯町							1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
							1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額	
							1/4 上限:25万円/棟	(所有者が申請 する場合は賃貸 物件の場合でも 補助対象とな る)	住民負担・残額	
中井町						1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額 但し、町内業者施工の場合、上限:最 大70万円に拡充	まち整備課 0465-81-3901(直通)	
大井町						1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)	
松田町						1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額	建設課 0465-84-1332(直通)	
開成町						1/2 上限:60万円/戸		住民負担・残額	街づくり推進課 0460-83-2331(代表)	
箱根町						1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)	
湯河原町							補強設計費 1/2 改修工事費 1/2 現場監理費 1/2 上限:10万円/戸 上限:30万円/戸 上限:5万円/戸		住民負担・残額	都市計画課 0465-63-2111(代表)
愛川町						1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額	都市施設課 046-285-2111(代表)	
清川村						1/2 上限:50万円/戸		住民負担・残額	まちづくり課 046-285-1211(代表)	

|マンション:3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅:小規模アパート等
 |特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等
 |沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等
 |大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)